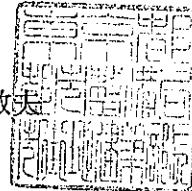


20都市建企第30号  
平成20年4月10日

(社) 東京建設業協会会長 様

東京都都市整備局  
市街地建築部長 金子敏夫



### 東京都建築基準法施行細則の一部改正について（通知）

日頃より、東京都の建築行政にご理解とご協力を頂き、誠に有難うございます。  
さて、標記について、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）の一部改正等に伴い、下記のとおり改正しましたので、貴会傘下各社に対し周知をお願いします。

#### 記

##### 1 改正概要

###### (1) 定期報告に関する規定整備

###### ① 特殊建築物の定期調査報告（第11条関係）

定期調査報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表は、東京都建築安全条例（以下「安全条例」という。）に規定する事項を追加する必要があるため、平成20年国土交通省告示第282号によらず都が別に定める。また、定期調査報告書についても規則様式によらず、都が定める様式を使用するものとする。

###### ② 建築設備等の定期検査報告（第13条関係）

定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準（以下「検査項目等」という。）は、平成20年国土交通省告示第283号（昇降機）、第284号（遊戯施設）及び第285号（建築設備等）に定めるもののほか、知事が別に定めるものとする。

###### 【昇降機】

安全条例第79条に規定する地震時管制運転装置の検査項目等を追加

###### 【遊戯施設】

定常走行速度が40Km/h以上の遊戯施設の台車先端軸及び車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）の探傷試験については、都が平成19年5月31日から義務付

けている 6 月以内ごとの報告とする。

【建築設備】

建築基準法施行令第 128 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する地下街の設備について  
は、昭和 44 年建設省告示第 1730 号及び安全条例の第 3 章第 2 節に規定する検査  
項目等を追加

- (2) 完了検査申請書に添付する書類の整備（第 15 条の 4 関係）

規則第 4 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、工事監理の状況を把握するための書類を  
新たに定める。

- (3) 国分寺市が特定行政庁（建築主事設置市）に移行することに伴う規定整備(第 32 条)

表 2 の項中から「国分寺市」を削る。

2 施行日

平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【問い合わせ先】

都市整備局市街地建築部建築企画課

設備担当 大谷

防災係 吹抜

電話 03-5388-3344

FAX 03-5388-1356